

総量規制基準(案)

補足資料(その1)

総量規制基準の設定方法等

目 次

総量規制基準について	1
C値の設定方法	2
C値の設定状況	3

I 総量規制基準について

「総量規制基準」とは、指定地域内の特定事業場で一日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上の事業場から排出される排出水の汚濁負荷量について定める許容限度である。また、「特別の総量規制基準」とは、新增設の特定施設に係る指定地域内事業場に係る総量規制基準である(法第4条の5)。

個別指定地域内事業場の総量規制基準を求める算式は次のとおりである。

1 総量規制基準の算式

① 総量規制基準

$$\text{COD} \quad L_c \text{ (kg/日)} = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$$

$$\text{窒素} \quad L_n \text{ (kg/日)} = C_n \cdot Q_n \times 10^{-3}$$

$$\text{りん} \quad L_p \text{ (kg/日)} = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$$

② 特別の総量規制基準

$$\text{COD} \quad L_c \text{ (kg/日)} = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$$

$$\text{窒素} \quad L_n \text{ (kg/日)} = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3}$$

$$\text{りん} \quad L_p \text{ (kg/日)} = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$$

L:総量規制基準

C:知事が業種等の区分ごとに定める係数

Q:特定排出水の量

o、i、j:時期の区分

時期の区分

項目 時期区分	COD	窒素	りん
昭55.7.1	C _c , Q _c C _{co} , Q _{co}	C _n , Q _n C _{no} , Q _{no}	C _p , Q _p C _{po} , Q _{po}
平3.7.1	C _{ci} , Q _{ci}		
平14.10.1	C _{cj} , Q _{cj}	C _{ni} , Q _{ni}	C _{pi} , Q _{pi}

II C値の設定方法

第7次総量規制基準のC値は、平成18年10月13日付環境省告示第134号、135号、136号及び平成23年3月31日付環境省告示第23号、24号、25号(一部改正告示)で示された範囲の中で知事が定める。

[環境省告示]

- ・ 指定項目：COD、窒素、りん
- ・ 業種その他の区分：215の業種等
- ・ 業種区分及び時期区分ごとの範囲：上限、下限



[東京都のC値設定の考え方]

○ 都内に指定地域内事業場が存在する業種

特定排出水の水質濃度(COD、窒素、りん)の実測値について、濃度分布、季節変動等を整理



目標年度における排水処理技術水準を勘案し、工程及び污水处理施設の管理の徹底により、現実的に対応可能なレベルで設定

都内に指定地域内事業場が存在していない業種

都内に指定地域内事業場が存在する類似業種との整合性が確保されるよう設定



第7次総量規制基準のC値(案)

6次にわたる総量規制基準の適用によりかなりの汚濁負荷量の削減が図られてきている

これまでに現実的に対応可能な範囲でC値を低く設定している

C値の改正は、COD改正告示、窒素改正告示及びりん改正告示においてC値の範囲が改正された業種その他の区分について、現状よりも悪化させない趣旨で行う。

Ⅲ C値の設定状況

項目	業種等の区分数	引き下げを実施する業種等の区分数
COD	215(28)	3(1)
窒素含有量		0(0)
りん含有量		0(0)

注) ()は、指定地域内事業場が存在する業種等の区分数である。